

信頼回復を目指して

5月1日に吉田稔議員が市職員に対して暴力行為に及び、円井滋美議員が窃盗容疑で同月16日逮捕（同月22日辞職）されるといふ事態に至り、吉田議員に対しては辞職勧告決議を全会一致で可決し、加えて加西市議会は失墜した議会の信頼を取り戻すべく、全議員が今一度襟を正して議員活動及び議会運営に当たろうと「政治倫理の再確認を徹底し加西市議会の信頼回復に努める決議」を行いました。

政治倫理の再確認を徹底し 加西市議会の信頼回復に努める決議

今般、我々加西市議会議員2名が相次いで、暴力、窃盗という不祥事を起こしたことは、議会に対する市民の不信を招き、加西市議会の信頼を大きく失墜させたものであり、まことに遺憾である。

我々は、この事件を議員一個人の不祥事としてとどめることなく、市議会全体としてこれを真摯に受け止め襟を正すとともに、議会制民主主義の原点に返り、議会の健全なる機能向上のために行動することが必要である。

特に議員の暴力行為については、執務室内での執務中の市職員に対する行為であり、今後の議員活動においては、暴力は言うまでもなく、いかなる言動をもっても市職員を威圧するものであってはならないものと自戒する。

よって、加西市政治倫理条例の徹底はもとより、人間としての倫理、社会規範を再度認識し、議員一同、市民の信頼回復に誠心誠意努めることをここに決議する。

平成18年6月2日

加西市議会

そこが知りたい!

議員の資格審査

6月13日に西川議員より資格審査要求書が出され、友藤議員が理事をつとめる社会福祉法人「円融会」が地方自治法92条の2に該当するかどうかを判断することにより友藤雄彦君の議員資格の審査を行うために特別委員会を設置しました。

6月15日と21日の委員会の開催、並びに、20日には県庁を尋ねるなど、法解釈や判例等についての説明も受けながら、慎重審議を行いました。

社会福祉法人「円融会」が加西市に対し「主として同一の行為をする法人」、兼業禁止法人に該当するかどうかの調査にあたっては、同法人の事業の大半を占める介護保険事業については、行政実例に乏しく、平成15年の東京高等裁判所の千葉県鋸南町の判例を基にしました。

判断の基準は二つあり、第1としては請負額が総事業の50%を超えるか。第2として、50%を超えていなくても、議員の資格、あるいは首長の立

場に立つことによって影響を与える内容であるのかどうかです。

事業収入に占める事業委託料の割合については、0.4%ないし0.6%で、明らかに半分以上ではなく、92条の2に該当するものではないと判断しました。

また、50%を超えていなくても、議員の資格、あるいは首長の立場に立つことによって影響を与える内容であるのかどうかの基準については、県の選管あるいは担当部長等に確認したが、法律あるいは契約によって金額等も明確に明示されているので、議員の自由裁量の範囲はないに等しく、恣意的に影響を及ぼすことが非常に難しいということ、請負の金額だけでなく、実質的にも問題がないと判断いたしました。

以上のことから、委員会では第一、第二の基準どちらから見ても地方自治法92条の2に該当しないという判断に至り、本会議でも賛成多数で該当せずとなりました。

なお、友藤議員は6月22日に議会の混乱を理由に議長を辞任、社会福祉法人「円融会」の理事も既に辞任しています。